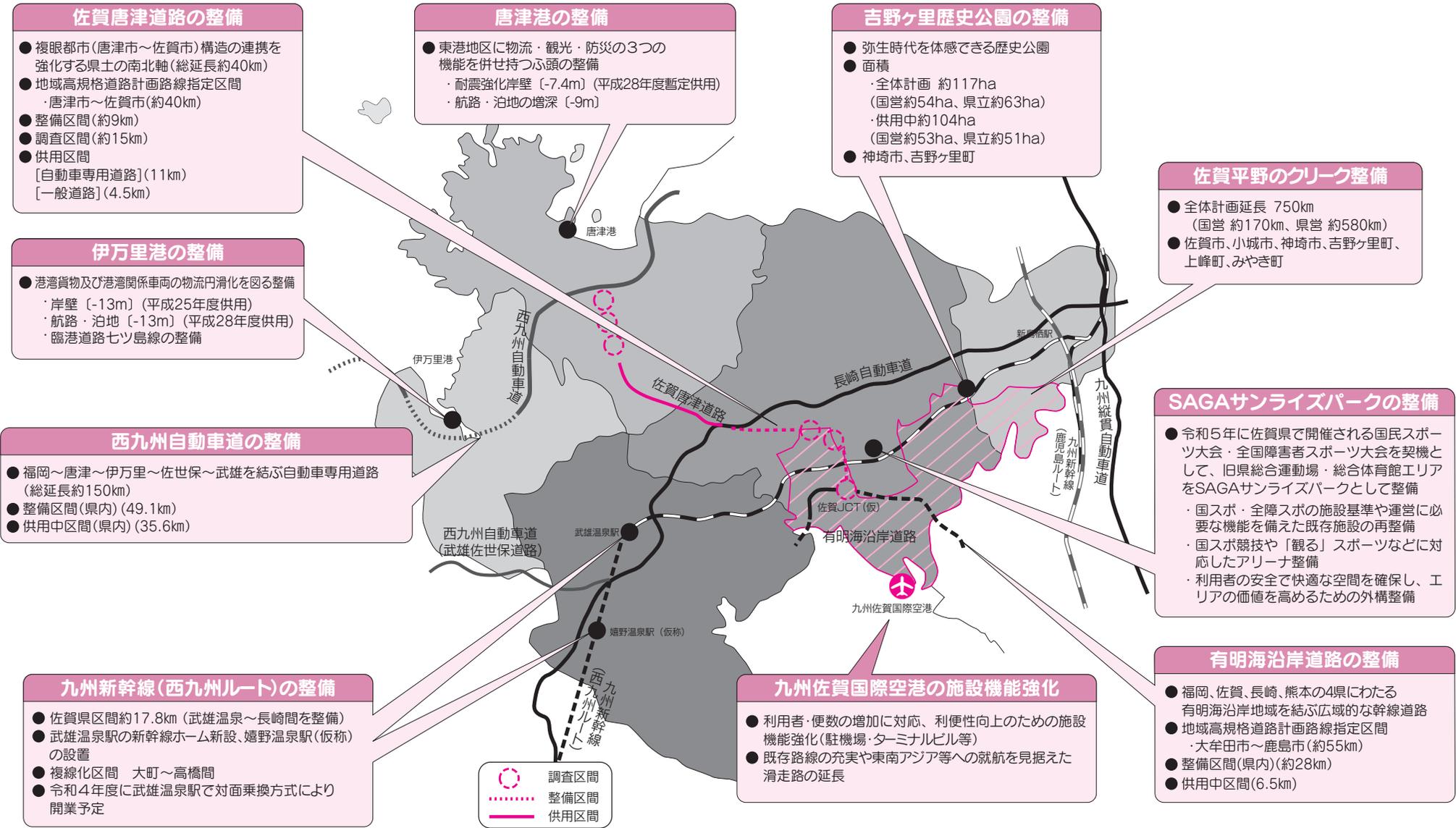


IV 地域の振興

(1) 佐賀県主要事業位置図



(2) 地方拠点都市地域位置図

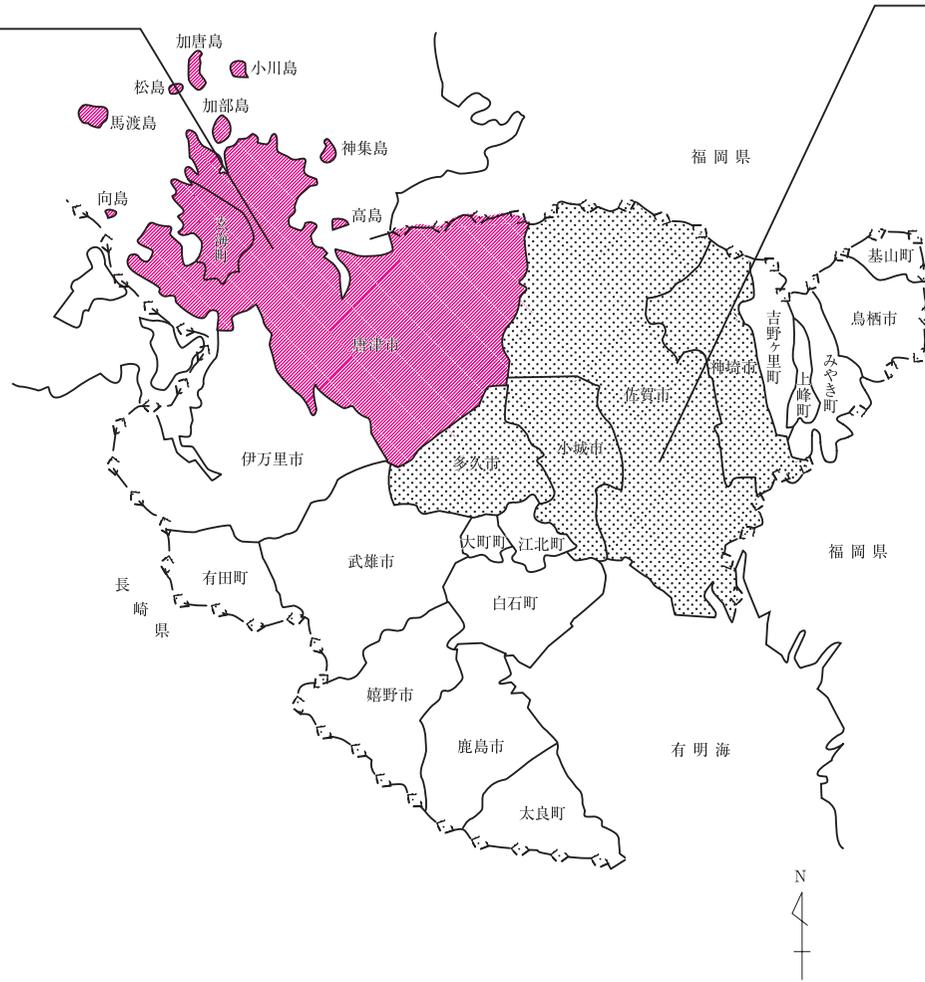
唐津・東松浦地方拠点都市地域の概要

1. 地域概要
 - ・地域指定年月日 平成5年4月30日
 - ・基本計画承認年月日 平成6年3月30日
 - ・構成市町村 唐津市、東松浦郡の2市町(1市1町)
2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向
 - ・計画の目標期間 平成6年度から概ね10年間
 - ・テーマ及び基本理念
 【からつ・とうまつ高感度高流都市】
 大都市からの人・産業・情報の流入を促進し、レベルの高い交流ができる新しい生活文化都市圏を形成する。
3. 拠点地区の概要

都市機能の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るための事業を重点的に進め、唐津・東松浦地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となる地区として、8つの拠点地区を指定している。

○ 拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	所在市町村	整備する機能	主な事業等
浜崎ビーチフロント・シティ地区	唐津市	定住機能を持つ副次的な都市拠点の形成	・保健福祉村整備事業 ・総合運動公園整備事業 等
東唐津カルチャー・パーク地区	唐津市	自然環境に恵まれた定住文教地区の形成	・松浦河畔公園整備事業 ・新東唐津駅土地区画整理事業 ・高等教育機関整備事業 等
中原産業業務拠点地区	唐津市	地域の産業業務を先導するオフィスアルカディア・タウンの形成	・西九州自動車整備
唐津中央地区	唐津市	高次都市機能を集積した中心市街地の形成	・唐津駅北アクセス広場(アルビノ)開発事業 ・商店街大手口広場整備事業 ・唐津城址保存整備事業 等
大島新みなと地区	唐津市	交易・交流の窓口として多機能港湾空間の形成	・県道妙見満島線道路改築事業
中山ニュータウン地区	唐津市	田園型ニュータウンを中心とした新市街地の形成	・住宅団地造成事業 ・交流文化センター建設事業 ・特別養護老人ホーム建設事業
厳木産業バレー地区	唐津市	緑豊かな定住型産業拠点の形成	・住宅団地造成事業 ・総合グランド整備事業 等
北波多ハイウェイ・ネット地区	唐津市	交通拠点を生かした新しい定住拠点の形成	・主要地方道唐津北波多線道路改築事業 ・住宅団地造成事業 等
その他			・西九州自動車道整備 ・一般国道203号(佐賀唐津道路)整備 等



佐賀地方拠点都市地域の概要

- ・拠点都市地域関係
1. 地域概要
 - ・地域指定年月日 平成6年9月16日
 - ・基本計画承認年月日 平成7年3月20日
 - ・基本計画変更同意年月日 平成17年3月31日
 - ・構成市町 佐賀市、多久市、小城市、神埼市の4市
 2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向
 - ・計画の目標期間 平成7年度から概ね平成26年度まで
 - ・テーマ及び基本理念
 【にぎわいとるおいの佐賀リーディング都市圏の創造】
 自然との調和を図りつつ、魅力と活力にあふれた、にぎわいのある佐賀中核都市圏の形成
 3. 拠点地区の概要

都市機能の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るための事業を重点的に進め、佐賀地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となる地区として、8つの拠点地区を指定している。

○ 拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	所在市町村	整備する機能	主な事業等
佐賀駅周辺業務拠点地区	佐賀市	県内の産業業務機能の中心となるオフィスアルカディアの形成	・市立図書館建設事業 ・交通ターミナル整備事業 ・産業業務支援施設の整備 等
佐賀中心拠点地区	佐賀市	商業を中心としたにぎわいのある中心市街地の形成	・佐賀中央第1地区第一種市街地再開発事業 等
兵庫拠点地区	佐賀市	21世紀社会対応型住居モデル地区の形成	・兵庫1地区画整備事業 ・児童センター建設事業 ・兵庫北部地区画整備事業 等
久保泉拠点地区	佐賀市	中核的産業拠点の形成	・工業団地造成事業 ・多目的運動広場整備 等
吉野ヶ里拠点地区	神埼市	吉野ヶ里遺跡を核とした歴史文化タウンの形成	・吉野ヶ里歴史公園の整備 ・神埼駅北口開設事業 等
佐賀空港臨空タウン拠点地区	佐賀市	佐賀空港を核とした臨空タウンの形成	・佐賀空港建設 ・佐賀空港公園整備事業 等
多久北部拠点地区	多久市	職住一体の産業拠点の形成	・多久北部工業団地造成事業 ・多久原住宅団地造成事業 等
牛津拠点地区	小城市	交通拠点を生かした定住型複合産業拠点の形成	・カルチャー拠点整備事業 ・商店街整備等支援事業 等

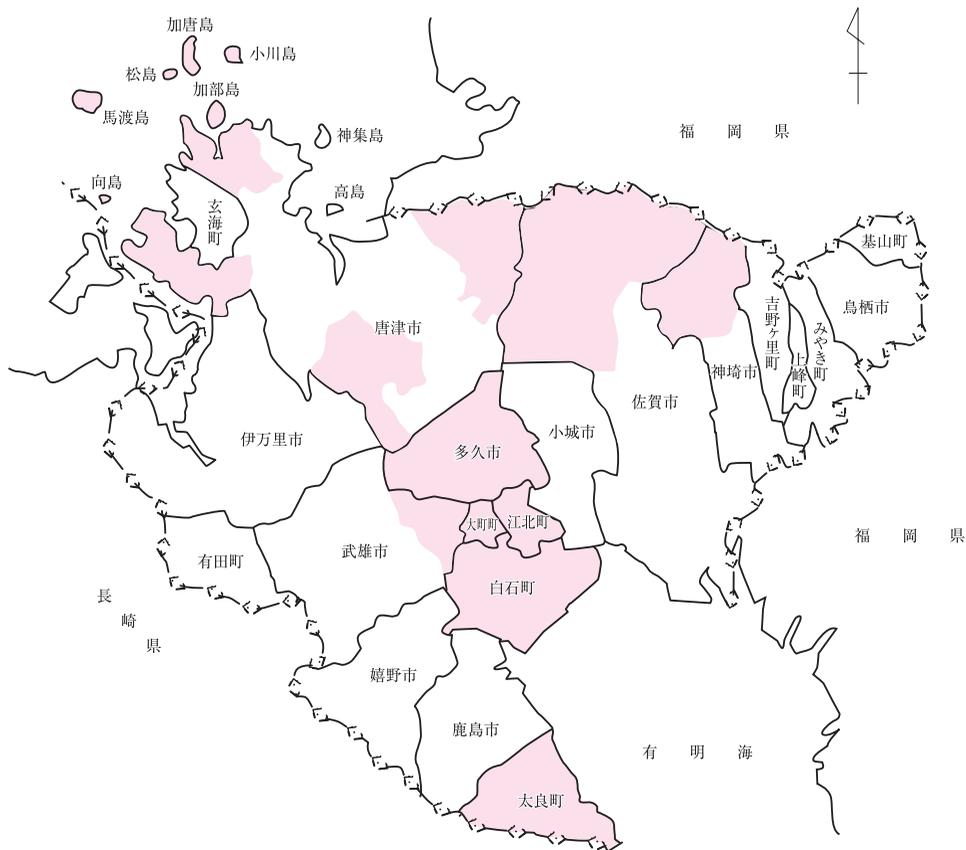
■ 唐津・東松浦地方拠点都市地域
 ● 佐賀地方拠点都市地域

(3) 過疎地域市町

(過疎地域自立促進特別措置法)

過疎地域対策特別措置法 (S45.5.1～S55.3.31) 過疎地域振興特別措置法 (S55.4.1～H2.3.31)

過疎地域活性化特別措置法 (H2.4.1～H12.3.31) 過疎地域自立促進特別措置法 (H12.4.1～H33.3.31)



○現行の過疎市町 (5市4町)

R2.4.1現在

S45.5.1～ 佐賀市 (旧富士町、旧三瀬村)

唐津市 (旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村)、多久市

武雄市 (旧北方町)、神埼市 (旧脊振村)、大町

S46.4.30～唐津市 (旧鎮西町)、江北町

H22.4.1～ 白石町、太良町

◎過去の過疎市町村 (指定期間終了後5年間は経過措置団体)

・指定終了日

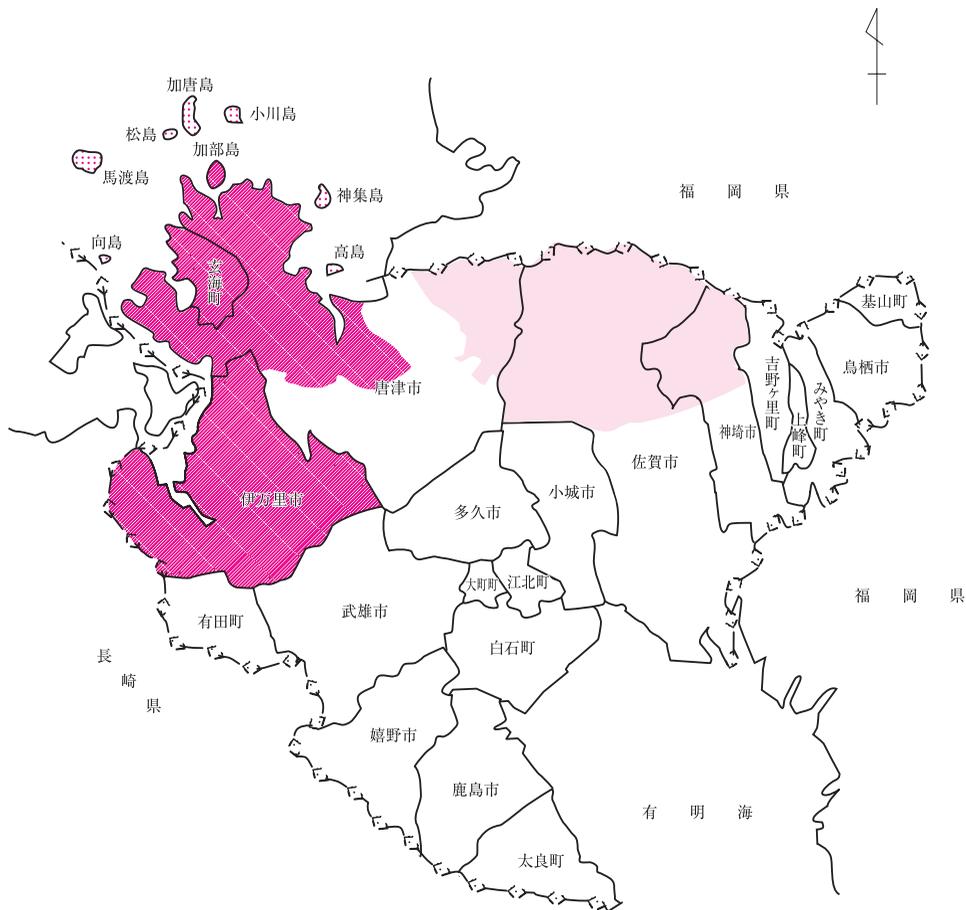
～S55.3.31 伊万里市

～H2.3.31 小城市 (旧小城町)、唐津市 (旧巖木町)、白石町 (旧福富町)、嬉野市 (旧塩田町)

～H12.3.31 唐津市 (旧北波多村)、白石町 (旧有明町)

(4) 振興山村地域・離島振興地域及び半島振興地域

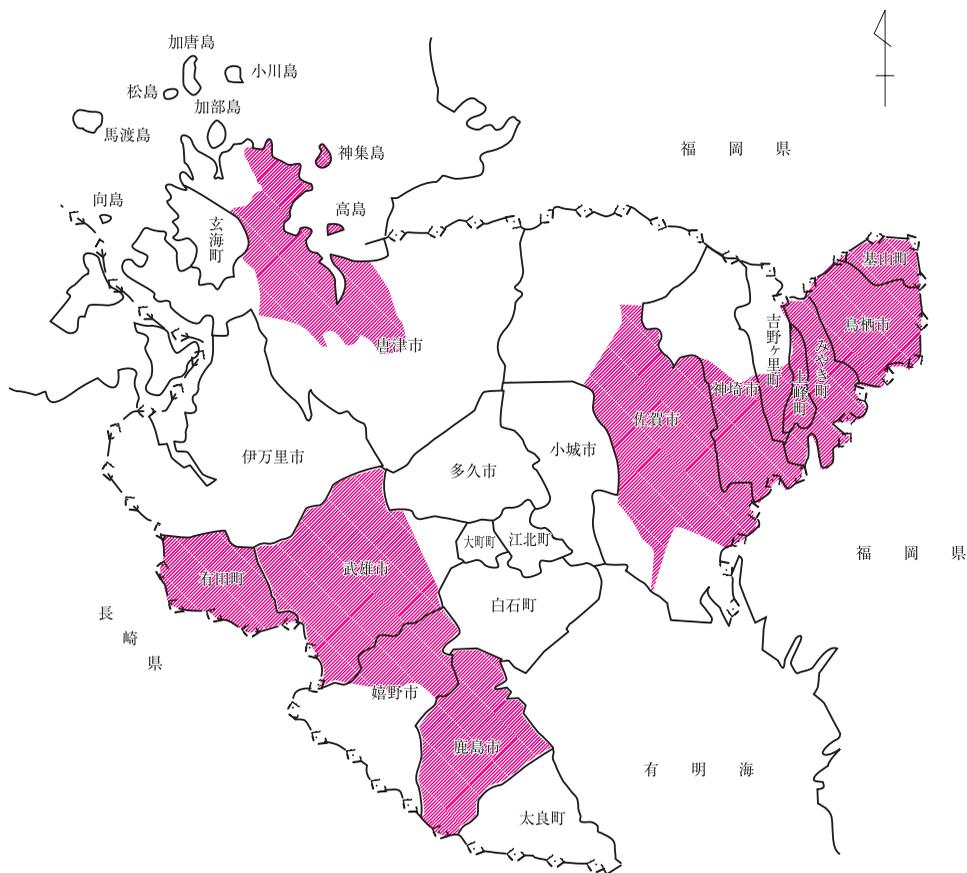
(離島振興法「指定地域」(法第2条)
山村振興法「振興山村の指定」(法第7条)
半島振興法「指定」(法第2条))



- 該当地域名
- 離島
 加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島
 高島（7島）
 - 山振
 佐賀市（旧富士町、旧大和町[※]、旧三瀬村）
 唐津市（旧七山村）、神埼市（旧脊振村）
 - 半島
 唐津市（旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町）
 伊万里市、玄海町
- [※] 旧大和町については、旧松梅村のみ指定

(5) 低開発地域工業開発地区市町

(低開発地域工業開発促進法)

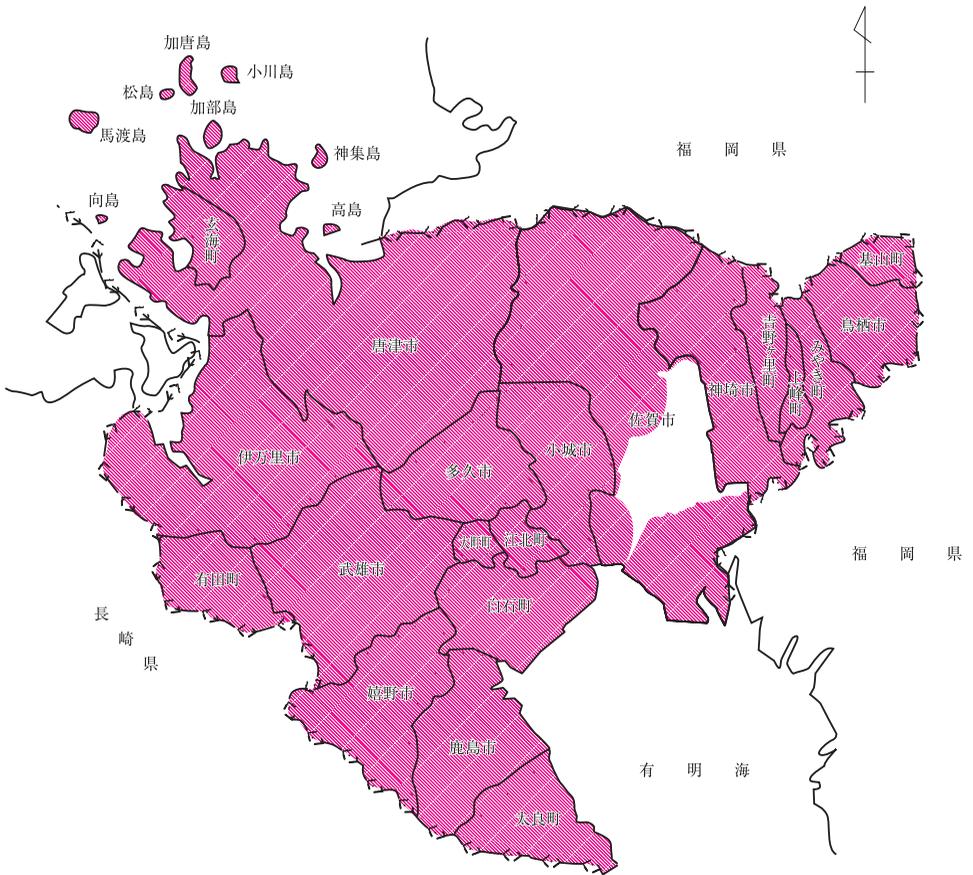


○該当市町

佐賀市 (旧佐賀市、旧大和町、旧諸富町)、唐津市 (旧唐津市)、鳥栖市
武雄市 (旧武雄市、旧山内町)、鹿島市、嬉野市 (旧塩田町)
神埼市 (旧千代田町、旧神埼町)、吉野ヶ里町 (旧三田川町)、基山町
上峰町、みやき町、有田町

(6) 農村地域産業導入促進地域市町

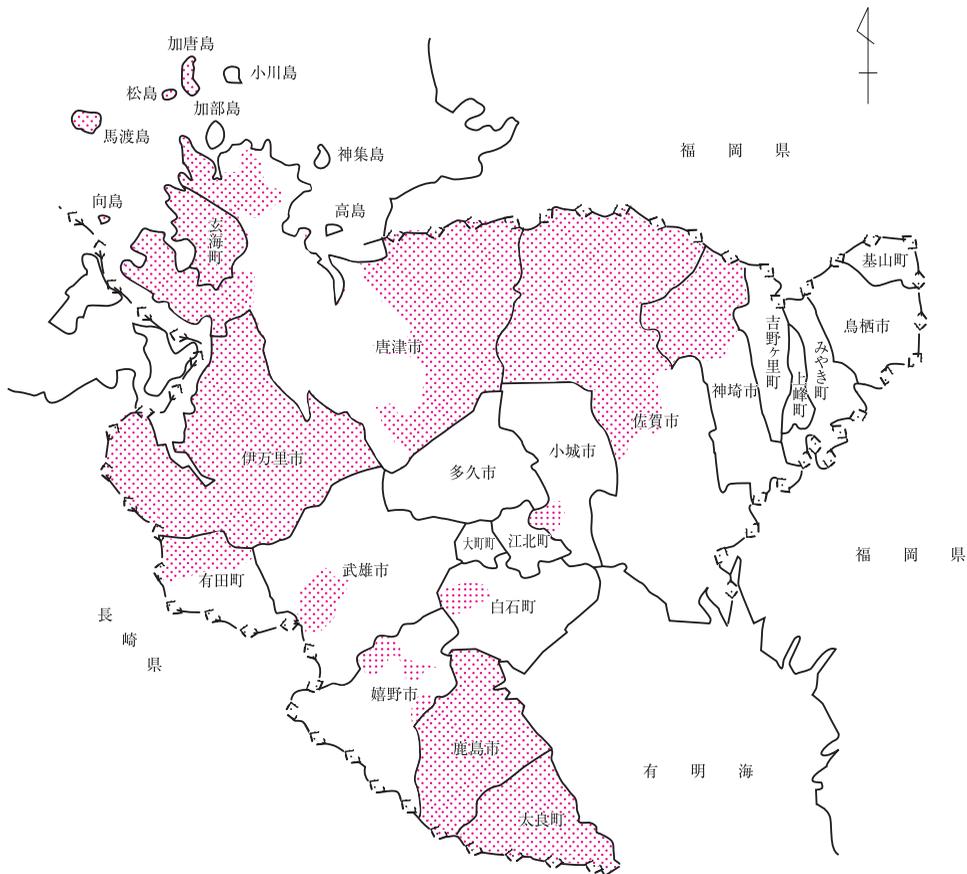
(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)



○該各市町名
全市町 (旧佐賀市を除く)

(8) 特定農山村地域市町

特定農山村法「指定地域」(法第2条第4項)



○該当市町名

佐賀市 (旧大和町、旧富士町、旧三瀬村)
唐津市 (旧浜玉町、旧巖木町、旧肥前町、旧鎮西町、旧七山村)
伊万里市、鹿島市、神埼市 (旧脊振村)、玄海町、太良町

○該当市町名

武雄市 (旧山内町中通村)、小城市 (旧牛津町砥川村)
嬉野市 (旧塩田町、旧嬉野町吉田村の一部※)、有田町 (旧西有田町大山村)
白石町 (旧白石町須古村)

※旧嬉野町吉田村の一部については、昭和31年4月1日に旧塩田町五町田村に編入された地区を指す。

住 所 録

Name	_____	Name	_____
☎	_____	☎	_____
〒	_____	〒	_____
Mail	_____	Mail	_____

Name	_____	Name	_____
☎	_____	☎	_____
〒	_____	〒	_____
Mail	_____	Mail	_____

Name	_____	Name	_____
☎	_____	☎	_____
〒	_____	〒	_____
Mail	_____	Mail	_____

Name	_____	Name	_____
☎	_____	☎	_____
〒	_____	〒	_____
Mail	_____	Mail	_____

Name	_____	Name	_____
☎	_____	☎	_____
〒	_____	〒	_____
Mail	_____	Mail	_____